

## 地方独立行政法人長野県立病院機構第 4 期中期目標骨子案について

医療政策課

1 中期目標とは

- (1) 定義 地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標  
[地方独立行政法人法第 25 条第 1 項]
- (2) 規定すべき具体的な事項 [地方独立行政法人法第 25 条第 2 項]

- ① 中期目標の期間（3 年以上 5 年以下）
- ② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ④ 財務内容の改善に関する事項
- ⑤ その他業務運営に関する重要事項

2 策定作業の進め方

- (1) 病院運営の継続性から第 3 期中期目標を基本とした上で、業務実績や評価結果、状況の変化や課題等を検討し、病院機構と調整しながら策定する。
- (2) 県が策定した計画（総合 5 カ年計画・信州保健医療総合計画等）との調整を図る。
- (3) 県民、関係市町村・団体などからの多様な意見を反映する。

3 これまでの取組

- (1) 庁内の文書照会及び聞き取りによる検討
- ア 照会範囲（関係課）  
次世代サポート課、こども・家庭課、医師・看護人材確保対策課、健康増進課、保健・疾病対策課、感染症対策課、介護支援課、障がい者支援課、医療政策課
- イ 開催状況  
・文書照会第 1 回 令和 5 年 10 月 30 日  
・文書照会第 2 回 令和 6 年 1 月 30 日  
・この間、必要に応じて各課へ打合せ等
- ウ 内容  
・県の政策から見た第 3 期中期目標期間（R2～R4）業務実績の成果検証（業務の進捗状況や評価結果を踏まえ、達成度や整合性を確認）  
・県が策定した様々な計画との整合性の確認  
・修正や削除、新たに追加する項目等についての確認  
・骨子案（たたき台）への意見聴取

(2) 病院機構（本部事務局）との検討

庁内検討会議で協議した内容（追加項目や骨子案など）についての調整

4 これからの取組

- (1) 骨子の作成
- (2) 素案の作成（令和6年度 第1回評価委員会において審議）（令和6年5月）
- (3) 関係市町村及び団体への説明（令和6年9月～10月）
- (4) パブリックコメントの実施（令和6年9月～10月）
- (5) 原案の作成（令和6年度 第5回評価委員会において審議）（令和6年10月）
- (6) 県議会へ議案提出（令和6年11月）